

## 難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める要望意見書

難聴はあらゆる世代に発症し、コミュニケーションを困難にするなど、日常生活を不便にして生活の質を落とす大きな原因となり、社会生活においても支障が生じるおそれがあります。

また、コミュニケーションが減ると、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなり認知症やうつ病につながるのではと考えられています。

コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持や、将来の医療費・介護費の増大リスクの軽減などの観点から、補聴器の普及に向け、世代を超えた難聴対策を充実させていく必要があります。

国立長寿医療研究センターの調査では、難聴と認知機能低下との関連性を見出し、日本では海外と比較して補聴器の使用率が低いことも分かりました。

補聴器の購入は保険適用がないため全額自己負担で購入することになります。

国では、現在、補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しているものの、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合のみです。また、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられるものの、多くの難聴者は自費で購入しなければならないことから、難聴者への配慮が求められます。

よって、国においては、こうした課題に対応するため、補装具費支給制度の対象とならない難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を構築するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月26日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣